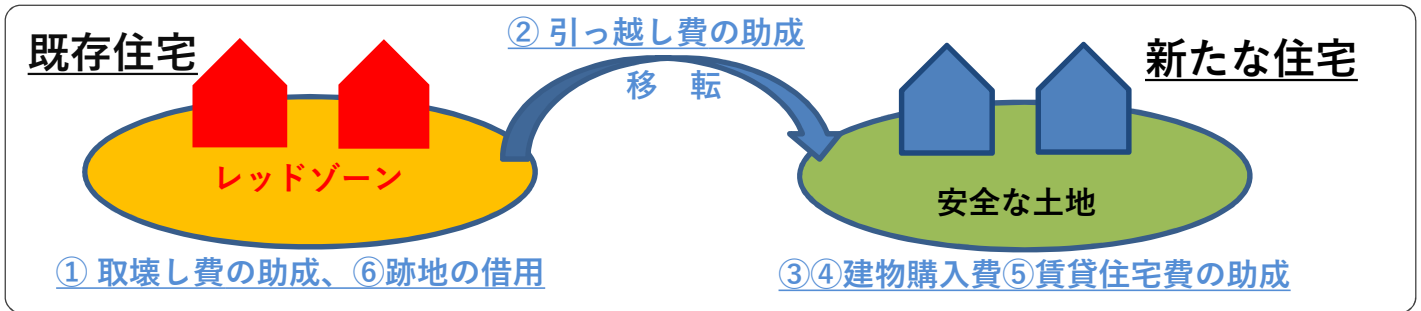


土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)からの「住宅の移転」を支援します。

～ 神戸市住宅土砂災害対策移転支援事業のご案内 ～

< 事業イメージ >



< 事業の概要 >

(1) 対象となる住宅

レッドゾーン(指定見込みも含む)内にあり、区域に指定される前から建てられている住宅

レッドゾーン等は、兵庫県のホームページ「CGハザードマップ」で確認できます。

兵庫県 CGハザードマップ

(2) 補助額等

区分	内容	補助限度額	備考
①取壊し費	既存住宅の取壊し費用	木造 3.6万円/m <sup>2</sup> (非木造5.1万円/m <sup>2</sup> ) 参考：木造建物延べ面積 100m <sup>2</sup> の場合、360万円	R06拡充 (助成費を増額)
②引っ越し費	引っ越し費用 引っ越し中の住居費用	97.5万円	
③建物購入費 (ローン利子)	住宅の建設・購入に必要な資金を金融機関から借り入れた場合、その借入金利子相当額	731.8万円 注) (建物465万円、土地206万円、敷地造成60.8万円) 注)特殊土壌地帯でない場合、補助限度額は421万円 (建物325万円、土地96万円)	
④建設購入費 (初期経費等)	建設・購入に必要な経費	200万円	
⑤賃貸住宅費 (初期経費等)	賃借に必要な経費	30万円 ※家賃(1ヶ月)、敷金、礼金(保証金等)、共益費、仲介手数料	
⑥跡地の借用	取壊した跡地を市が借用 (借地料は無償、固定資産税は非課税)		

注) 特殊土壌地帯：旧長尾町、旧淡河町を除く神戸市全域

- ・ 既存住宅は除却してください。除却後の跡地は適切に管理し、住宅の用に供する建築物は建築しないでください。
- ・ 移転先が、イエローゾーン又はその指定のおそれがある区域の場合、補助対象になりません。
- ・ 市内での移転をお願いしています。(移転先が市外の場合、除却等費のみが対象です。)

(3) その他

- ・ 補助金の交付申請をしていただく前に、事前協議、申込書の提出が必要です。
- ・ 本市ホームページをご確認の上、下記までご相談ください。

神戸市 移転・改修支援



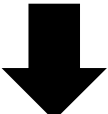



【お問合せ先】

神戸市建設局森林・防災部防災課

〒650-8570 神戸市中央区加納町6-5-1 市役所4号館6階

電話：078-322-6283 FAX：078-331-3441

## 補助金申請手続きの流れ（移転支援）

手続き	内容
<p>事前協議・申込み</p> 	<p>補助額、補助要件、申請手続きなどについて、事前協議を行った上で申込書を提出してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①補助事業申込書、</li> <li>②既存住宅及び移転先住宅の位置図</li> </ul> <p>神戸市建設局森林・防災部防災課までお問い合わせください。</p>
<p>補助金の交付申請</p> 	<p>主な必要書類は次のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①補助金交付申請書</li> <li>②住民票、登記事項証明書、納税証明書</li> <li>③既存住宅及び移転先住宅の付近見取図、平面図などの図面、既存住宅の外観写真</li> <li>④既存住宅の建築時期が確認できる書類</li> <li>⑤資金計画書、見積書、金融機関等の借入金利子相当額の計算表 など</li> </ul> <p>※その他必要な書類を提出していただく場合があります。</p>
<p>補助金の交付決定</p> 	<p>市から補助金の交付が決定したことを通知します。</p> <p><b>交付決定通知書が届いてから「除却等」に関する契約を結んでください。</b>  <b>（先に契約されたものは、補助の対象外となります。）</b></p>
<p>移転先住宅の建設・購入、 既存住宅の除却の実施</p> 	<p><b>年度内に完了するよう移転事業を実施してください。</b>          （年度内の完了が難しい場合は、速やかに報告をし、指示を受けていただく必要があります。）</p>
<p>移転事業の完了報告</p> 	<p>移転事業完了後、40日以内又は年度内に完了実績報告書を提出してください。</p> <p>主な必要書類は次のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①補助事業等実績報告書</li> <li>②補助金精算調書</li> <li>③既存住宅の除却後の写真及び移転先住宅の外観写真</li> <li>④既存住宅の除却及び移転先住宅の建設・購入に関する契約書の写し</li> <li>⑤資金調達書</li> <li>⑥移転後の世帯全員の住民票の写し</li> <li>⑦移転先住宅の検査済証の写し など</li> </ul> <p>※その他に必要な書類を提出いただく場合があります。</p>
<p>移転事業の審査及び</p> 	<p>市で、移転事業が適正に実施されたかどうかを審査し、適正な実施の確認ができれば、補助金額の確定通知をします。</p>
<p>補助金の交付</p>	<p>市から指定された口座へ、補助金が振り込まれます。</p>